

令和5年7月7日からの大雨に伴う 大分県被災地域小規模事業者持続化支援事業費補助金のご案内

被災した事業者の販路開拓や業務効率化等に向けた取組を支援します
公募期間：8月10日（木）～9月29日（金）

1 対象者

令和5年7月7日からの大雨により、被災を受けた
**災害救助法適用地域（中津市、日田市）に
所在する小規模事業者**

- ※大雨に伴い市が発行する被災証明・罹災証明等の提出が必要
- ※当該補助金を活用した「経営計画兼補助事業計画」及び今後の災害に備え、「事業継続力強化計画」又は「事業継続計画（BCP）」の策定が必要（事業完了後、1年以内）

2 補助対象事業

策定した経営計画及び補助事業計画に基づいて実施する以下①②の事業が対象

- ①**設備・施設の復旧を含む販路開拓**の取組
- ②**設備・施設の復旧を含む業務効率化（生産性向上）**の取組

- ※着手済の経費についても、**令和5年7月7日まで遡及可**
- ※**管轄の商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組んでください。**

3 補助額及び補助率等

補助金額 上限 150 万円

補助率 1/2

まずは管轄の商工会・
商工会議所にご相談
ください。



- ・申請後、審査の上、予算の範囲内で採択の可否を決定します。
- ・公募要領に記載されている内容をよく確認のうえ、申請してください。

補助対象事業等

【販路開拓の例】

- 被災した製造機器等の復旧と合わせて行う販路開拓
- 新商品を陳列するための棚の購入
- ネット販売システムの構築
- 店舗改装
- 新商品開発による販路開拓
- 商品パッケージのデザイン改良 など

【業務効率化（生産性向上）の例】

- 製造機器をより高機能のものに更新
- 水害により流された冷蔵庫をより大容量のものに更新して業務効率化
- 新たに在庫管理システムを購入し、配送業務を効率化
- 従業員の作業動線の確保や整理スペース導入のための店舗改装 など

【対象外の例】

- 被災した事業用資産の単なる更新
- 汎用性があり、目的外使用となりうるもの
- 商品生産のための原材料（試作品に係るもの除く）
- 事業と関係ない施設の修繕（自宅部分）

スケジュール



※補助金の支払いは、精算払（後払い）となります

手続きはすべて電子申請となります。詳しくは、県庁ホームページへ

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/14000/0500707shokibozizokuka.html>



例えば、300万円の事業を実施した場合・・・

自己負担1/3
(100万円)

県1/2
(150万円)

市1/6
(50万円)

市の補助金とあわせて200万円（2/3）の助成を受けられる可能性があります。

【問い合わせ先】

大分県商工観光労働部商工観光労働企画課 TEL 097-506-3218

日田商工会議所 TEL0973-22-3184

日田地区商工会

TEL0973-57-2976

中津商工会議所 TEL0979-22-2250

中津市しもげ商工会

TEL0979-54-2073